



小規模事業者持続化補助金の公募について

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

◆補助対象者

小規模事業者であること。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆補助金額等

類型	補助率	補助上限
通常枠	2/3	50万円
賃金引上げ枠	2/3 (赤字事業者は 3/4)	200万円
卒業枠	2/3	200万円
後継者支援枠	2/3	200万円
創業枠	2/3	200万円
インボイス枠	2/3	100万円

補助対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費

◆申請受付開始

2022年3月29日（火）

◆受付締切

※事業支援計画書（様式4）の発行に時間を要する場合があります。余裕を持ってお手続きいただきますようお願いいたします。事業支援計画書（様式4）交付の受付締切は補助金申請受付締切の1週間前です。

第8回：2022年6月3日（金）[当日消印有効]

第9回：2022年 9月 中旬 [当日消印有効]

第10回：2022年12月 上旬 [当日消印有効]

第11回：2023年 2月 下旬 [当日消印有効]

事業復活支援金のお知らせ

■申請期限

5月31日（火）までとなっております。未申請の方や対象になるか知りたい方は、お早めに商工会にご相談ください。

※申請前に必要な登録確認機関による事前確認の実施は 5月26日（木）まで

■新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金が支給されます。

<給付対象>

以下の①及び②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であること
- ② 2021年11月～2022年3月までのいずれかの月の売上高が、2018年11月から2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少していること

<給付額>

給付額 = **基準期間の売上高** - **対象月の売上高** × 5

基準期間 「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間
(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること)

対象月 2021年11月～2022年3月のいずれかの月
(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

給付上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

<申請期間>

2022年1月31日から5月31日まで

<事前確認について>

- 申請にあたっては、申請前に登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。（要予約）
- 金融機関、商工会／商工会議所、農協／漁協、中小企業団体中央会など、事業復活支援金事務局のホームページから、身近な登録確認機関を検索してください。
- 登録確認機関の検索はこちら（外部サイト：事業復活支援金ホームページ）

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>

※事前確認を受けるための要件など、必ず電話等で各機関に確認し、予約をしてください。

<お問い合わせ先：事業復活支援金事務局 相談窓口>

○電話番号：0120-789-140（申請者専用）○受付時間：8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

商工会からのお知らせです

労働保険の年度更新について

算定基礎賃金等の報告書を送付しておりますので、ご記入頂き 5/16（月） までに商工会までご提出をお願いします。

☆労災保険はパート、アルバイトの方も対象です。

☆雇用保険被保険者が正しく登録されているか、併せてご確認ください。

☆令和4年度の雇用保険料は下記のとおり変更になります。

◎年度の途中から雇用保険の料率が変更となりますのでご注意ください。

令和4年4月1日 ～令和4年9月30日	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業※	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

令和4年10月1日 ～令和5年3月31日	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業※	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

※園芸サービス・養鶏・養豚の事業については一般の事業の率が適用されます。

お困りごと解消！専門家を派遣します！

「センスのいいパッケージ作りしたいけど、誰か良いアイデアないかな・・・」

「せっかく改装するんなら、モダンな店にしたい！でも誰に相談しようか・・・」

「今の就業規則を変えて、若者の採用を目指したい！けどどうしたらいいの・・・？」

このような皆様の『お困りごと』を解消するプロフェッショナルを料で派遣します！

まずは今の悩みを私達にご相談ください！お悩みに合わせた専門家を派遣いたします！

★実施できる枠には限りがあります！お早めにご相談ください！



お問い合わせは、お近くの商工会窓口へ

青年部活動報告

令和4年度 通常総会の開催！！

4月22日（金）に商工会本所2階会議室において、部員36名（本人出席26名、委任状出席10名）が出席し、「令和4年度邑南町商工会青年部通常総会」を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の状況も考慮し、対策を十分に実施した上で執り行いました。



（商工会 福井会長のご挨拶）

議案

・第1号議案

令和3年度事業報告並びに収支決算報告の承認について
……承認されました。

・第2号議案

令和4年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認について
……承認されました。



（日高議長による議事進行）

#with コロナ #繋がりの強化 #地域活性化



（青年部 酒井部長のご挨拶）

—昨年が続いて昨年度も新型コロナウイルスの影響から、各種行事やイベントは中止となり行動にも制限がかけられ、青年部の活動の幅も縮小せざるを得ない中であっても、with コロナをベースに“できること”を考え、“実行できる形”を模索しつつ取り組んでまいりました。

今年度は、昨年度の反省点も踏まえて、引き続きコロナの情勢も注視しつつ、より主体的かつ活発に活動を展開していきたいと考えております。その中でも特に、部員間での交流および異業種間での交流を一層深めることができるような取り組みを企画することで、次のステップへの新しいチャンスが生まれるような流れを作ることが理想です。

先輩方の意志を引き継ぎ青年部の活動を通して、部員同士はもちろん地域との繋がりの強化も図ることで、延いては地域活性化に貢献できるよう努めてまいります。平素から青年部の活動にご理解・ご協力頂いていることに深く感謝を申し上げますとともに、今年度も変わらずご声援並びにご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い致します。